



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社カクコム
代 表 者 名 代表取締役社長 田中 実
(コード番号：2371 東証第一部)
問 い 合 せ 先 専務執行役員管理本部長 作田 一郎
T E L 03-5725-4554

株式報酬型ストック・オプションの導入に関するお知らせ

平成 28 年 5 月 11 日開催の当社取締役会において、株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関する取締役報酬議案を、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 19 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストック・オプションを導入する理由

当社の取締役の報酬と株価の連動性を高め、株価の上昇や下落によるメリットとリスクを株主の皆様と共有すること、また取締役の中長期的な企業価値の最大化に向けたモチベーションを高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とする株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）制度を導入するものであります。

なお、上記開催予定の定時株主総会決議を通じて当社取締役に割当て予定となるストック・オプションとしての新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の 1 年当たりの上限個数は 1,500 個（その目的である株式の数の上限は 150,000 株）であります。当該新株予約権が全て行使された場合、現在の発行済株式総数の 219,560,100 株に対して最大で 0.07%の希薄化が生じる見込みであります。本新株予約権の発行は、当社グループの業績及び企業価値の向上ひいては既存株主の利益向上に資するものと考えており、かかる株式の希薄化の規模は合理的なものであると認識しております。

2. 株式報酬型ストック・オプションを導入するために付議する議案の内容

当社の取締役の報酬は、平成12年5月26日開催の臨時株主総会において、月額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする旨、また、平成24年6月26日開催の第15回定時株主総会において、当該報酬額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬として、年額250百万円の範囲でストック・オプション（税制適格ストック・オプション）としての新株予約権を付与する旨のご承認をいただいております。

このたび、当社の取締役の報酬と株価の連動性を高め、株価の上昇や下落によるメリットとリスクを株主の皆様と共有すること、また取締役の中長期的な企業価値の最大化に向けたモチベーションを高めることを目的として、ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関して、取締役（社外取締役を除く。）を対象とする株式報酬型ストック・オプション制度を新たに導入することといたしました。

つきましては、取締役（社外取締役を除く。）に対して、上記の目的に照らして相当と考えられる額として、上記の各報酬等とは別枠で、年額 100 百万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての本新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストック・オプションの付与については、本新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該本新株予約権の払込金額とを相殺することにより本新株予約権を取得させるものであります。ストック・オプションの報酬等の額は、本新株予約権を割り当てる日において算出した本新株予約権1個当たりの公正価格に、割り当てる本新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、本新株予約権の内容は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は1,500個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上